

所得税と県民税の比較

給与所得年収30万円（夫婦）

	所得税	県民税	計
昭和36年	2,400	440	2,840
昭和37年	1,720	890	2,610
増減	△ 680	450	△ 230

給与所得年収50万円（夫婦と子2人）

	所得税	県民税	計
昭和36年	12,400	1,310	13,710
昭和37年	9,000	2,060	11,060
増減	△ 3,400	750	△ 2,650

給与所得年収80万円（夫婦と子3人）

	所得税	県民税	計
昭和36年	45,600	3,560	49,160
昭和37年	39,210	7,280	46,490
増減	△ 6,390	3,720	△ 2,670

給与所得年収100万円（夫婦と子3人）

	所得税	県民税	計
昭和36年	82,500	5,460	87,960
昭和37年	68,760	11,160	79,920
増減	△ 13,740	5,700	△ 8,040

市県民税きまる

昭和37年度

税金は高くなつたか

市民税は三千万円の減税

昭和三十七年度の市、県民税の税額が決定し、給与所得の方には、特別徴収の税額通知書をお届けしました。また、給与所得以外の方には、直接、徴税令書をお配りしましたが、ことしは昨年とくらべて「税金が高くなっている」とお感じの方が多いようです。

確かに県民税は若干高くなった方もありますが、市民税については総額三千万円の減税を実施しております。

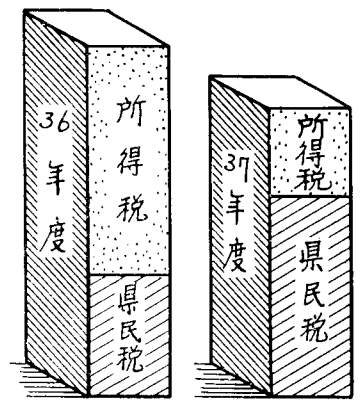
すでにご承知のように、本年度は、地方税法の改正によって、税額の計算方式が変わったわけですが税金は果して高くなったのか、その実情を見てみましょう。

所得税は減額され

県民税と肩がわり

ことしから、県民税は確かに高くなりました。これは、所得税法の改正によって減税された分を県民税として納めるよう肩がわりさせ、それによって、県の財政を強化しようという趣旨によるものです。つまり、所得税を減らして、そのかわりに県民税の増税を認めたためです。

全国の総額では、所得税を一九八億円減税して、都道府県民税を一九八億円増税することになったわけです。このため、県民税は、今までよりもぐんと高くなり、人によっては二倍から三倍の税額になった方もいます。しかし、上の表を見ていただくとわかるように、所得税は相当、減税になっていきますから、所得税と県民税を、一つの税として考えた場合には、市民の税負担は、かえって減税されていることがわかります。



所得税をへらし 県民税をふやした



市民税特集号

発行所
鹿児島市秘書課

編集人 藤山良弘

南日本新聞社印刷局

行政の苦情は、国や県、市の行政について不協力を相談、濁や不服のある方、役所のやり方に納得できない方、不利な取扱を受けておられる方、役所の仕事を促進して貰いたい方、法令や手続きがわからず困っている方などは、つぎの行政苦情相談協力委員にご相談ください。市内都元町二四六三、尾崎銀行、易居町五七、横山美代子

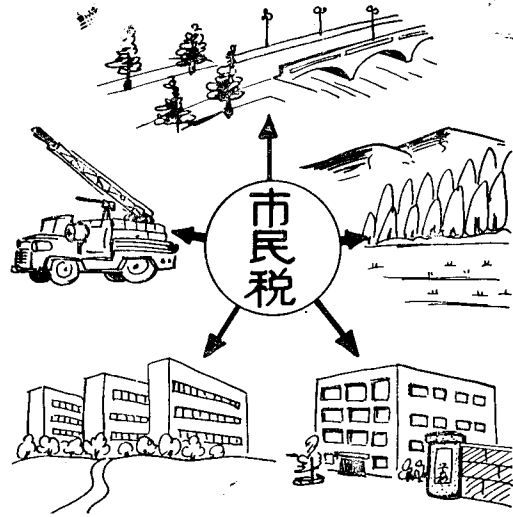
減税された市民税

扶養控除額の引上げなど

市民税は、減税になったといえながら、実際にはふえていないんじゃないか、という声を聞きます。果して、市民税の減税は、カケ声だけなのでしょうか。

本年度の市民税だけについて見れば、減税の要素を大幅にとり入れてあります。さきほど、市税条例を改正して、①低所得層の税率引下げをおこない、さらに、②扶養控除額の引上げ、③障害者、老年者、寡婦、勤労学生に対する税額控除の創設など、約三千万円にのぼる減税を実施しておりますので、市民税は、ぐっと少なくなっています。しかしながら、ここ二、三年来の好景気によって、所得の伸びが大きく、前年にくらべて二〇%も上昇しています。したがって、所得の伸びがあまりにも大きいため、減税が実感として受けとれないというわけです。

下の表を見れば、おわかりと思いますが、もし、所得が前年と全く同じだった人は、市民税の税額は相当減額されています。ところが、実際には、殆んどの方が、前年よりも所得がふえていますので、税額もそれにつれて、ふえるということになります。



ゆりかごから墓場まで

市民税のゆくえ

市役所は、市民のみなさんのために多くの仕事をしています。「ゆりかごから墓場まで」ということわざがありますが、結婚相談所や保健所でやっている妊産婦さんに対する、丈夫な赤ちゃんを生むための指導などを考えてみますと、誕生以前のことまでも市役所がしていることになりす。住宅を建てたり、学校を建てたり、道路を良くしたり、水道をしいたり、火災から財産を守ったり、かぞえあげるときりがありませんが、とにかく、市民生活の全般にわたる仕事をしていきます。

このような仕事の一部に使われるのが、市民税なのです。今年度の一般会計予算は三十五億円で、そのうちの十四パーセントにあたる五億円が市民税収入となっています。市役所の経費のすべてを市民税でまかなっているのではないにしても、非常に大きな割合をしめていることが、おわかりだと思います。みなさんの納めていただいた市民税は、直接みなさんの生活を良くすることに使われています。市の仕事を良く理解していただいで、市民税の納税にご協力くださるようお願いいたします。

納税は必ず納期内に

全額納付に報奨金

このように、市民税は、市政を進めてゆくの大きな財源となっています。そこで、この課税のしくみをよく理解していただいで、納税は必ず納期内にお納めください。納入先は、市内郵便局、鹿児島銀行支店、市徴税課、伊敷と桜島の両支所です。

なお、市民税の税額の全部を一度に納めていただきますと、報奨金が出るようになっていきますので、大へんお得です。これは、市徴税課だけで扱っています。

税額はどうしてきめるか

◇市民税

$$\begin{aligned} & (9万円) \\ & (所得金額 - 基礎控除) \times 税率 = \text{所得割額} \\ & \text{所得割額} - \text{税額控除} + \text{均等割} = \text{市民税額} \end{aligned}$$

◇県民税

$$\begin{aligned} & (9万円) \\ & \text{所得金額} - \text{専従者控除} - \text{所得控除} - \text{基礎控除} \\ & = \text{課税所得金額} \\ & \text{課税所得金額} \times 税率 = \text{所得割額} \\ & \text{所得割額} - \text{税額控除} + \text{均等割} = \text{県民税額} \end{aligned}$$

昭和36/37年度市民税の比較

給与所得年収 (家族)	36年度市民税	37年度市民税	減税額
30万円 (夫婦 だけ)	3,720円	2,920円	800円
50万円 (夫婦と子2人)	10,940円	9,200円	1,740円
80万円 (夫婦と子3人)	29,690円	28,550円	1,140円
100万円 (夫婦と子3人)	45,540円	44,400円	1,140円